

提出書類は
法人も個人も共通です



京都市指定給水装置工事事業者 新規指定の申請に必要な書類一覧



添付書類は
法人と個人で少し異なります
注意してください！

			法人の 必要書類	個人の 必要書類
提出書類	法人・個人共通	指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1) ★	☐	☐
		機械器具調書(様式第1(別表)) ★	☐	☐
		機械器具の写真 (カラー写真又はカラーコピー) ※機械器具調書との対応がわかるように整理(見出し・コメント等)して作成したもの。	☐	☐
		誓約書(様式第2) ★	☐	☐
		誓約書(京都市暴力団排除条例関係) ★	☐	☐
添付書類	法人・個人共通	給水装置工事主任技術者免状(コピー)又は給水装置工事主任技術者証(コピー) ※様式第1に記入した給水装置工事主任技術者全員のものが必要 ※原則A4サイズ	☐	☐
	法人	定款(コピー)	☐	
		登記事項証明書(原本) ※履歴事項全部証明書 ※発行日から3か月以内のもの	☐	
	個人	住民票の写し(区役所等で発行されたもの) ※本籍、続柄、マイナンバーの記載不要 ※発行日から3か月以内のもの		☐
	適宜	下記については、賃貸借契約書又は公共料金等支払証の写し等の提出を求める場合があります。 ・法人で登記事項証明書に記載のない事業所を申請される場合 ・個人で住民票の住所と異なる事業所を申請される場合	△	△

※ ★印の書類は、ホームページからダウンロードできます。記載例を参考に作成してください。